東 京 都 廃 棄 物 審 議 会

プラスチック部会（第１回）

会 議 次 第

日時　　平成３０年９月２０日（木）　午前１０時～１２時

会場　　都庁第二本庁舎　３１階　特別会議室２３

議事　　プラスチックの持続可能な利用に向けた施策のあり方

＜配付資料＞

資料１　東京都廃棄物審議会プラスチック部会委員名簿

資料２　第 19 回東京都廃棄物審議会総会における意見（要約）

資料３　本会議における議論の全体イメージ

参考資料　議事に係る参考文献　等

資料１

東京都廃棄物審議会プラスチック部会委員名簿

（敬称略、五十音順）

	氏　名	所 属（役 職）
	大石　美奈子	公益社団法人日本消費生活ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ・ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ・相談員協会 代表理事
	岡 山　朋 子	大正大学人間学部准教授
	金 丸　治 子	日本チェーンストア協会環境委員会委員
	鬼 沢　良 子	NPO 法人持続可能な社会をつくる元気ネット事務局長
	小 林　治 彦	東京商工会議所理事産業政策第二部長
	佐　藤　　泉	弁護士
部会長	杉 山 涼 子	岐阜女子大学特任教授
	田 崎　智 宏	国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター室長
	細 田　衛 士	慶應義塾大学経済学部教授

資料２

第１９回東京都廃棄物審議会総会における意見（要約）

プラスチック対策の問題に関する主な意見

○ 多摩地域の自治体では個別に回収・再利用の関係を進めている。このまま行くと、**自治体間で、回収体制や処理体制に差が出てしまう**と懸念している。議論の中で、**各自治体が連携を組んで取り組むような方向性**を考えていただきたい。

○ 資源の循環については、自治体と事業者、市民というそれぞれの立場が協力をして推進することが重要と考える。**事業者との連携、あるいは販売者、製造者、市民の連携のあり方についても検討いただきたい。**

○ 今回の諮問では、プラスチックの大幅削減や再利用の取組と書かれているが、**散乱ごみへの対策という観点からの検討も含めて**いただきたい。

○ 使い捨てプラスチックの大幅削減といった取組を東京都で行っていくということを考えた場合に、**都民ではない都内での就業者や観光客も含めて、どういう取組ができるかが重要。**

○ プラスチックはもう使ってはいけなくなるのではと不安になっている市民が増えている。**プラスチックも良いところがあるということと、技術開発の進展による生分解性のプラスチックの活用の促進なども含め、都民の不安を除いてもらえるような議論**をしていただきたい。

○ ストローが象徴的に取り上げられ、**感情論的になっているのが不安**。冷静に議論していただきたい。

○ リサイクル業界は、容器リサイクル法の**選別の精度**で評価されるため、選別に関し都民と**連携**できるようにしておかないといけないと考えている。自治体間によってプラスチックに対する考え方が異なるが、リサイクルのためには、やはり**容リ法にきちんと乗せる**という形が必要。

○ **プラスチックを供給する側と使う側の両面での対策が必要**。レジ袋の有料化や禁止の議論では、地域でどうしても協力いただけない方が出てくるがそういった方々をしっかり巻き込む、**やっている方々が損をしないところにどこまで切り込めるかが大切**。

○ パリ協定で、今世紀の後半のどこかでネット・ゼロ・エミッション、要するに、化石燃料を燃やすのを一切やめるという大枠が決まった。これを前提に、**2050年の展望、そしてそこまでどのように数字を動かしていくかという具体的な長期的なビジョンを作っていただきたい。**

○ 常にターゲットを考えて、**必ずやらなければいけないというものだけの議論をすべきではない。パリ協定というのはゴールである。最終的にどうしたいかを書く**のがSDGｓをはじめとして、世界の潮流になっている。**ゴールとターゲットを切り分け、したいこと、あるいはそういう方向性に対して、現実を考えたときに妥当な点はここだ、という答えを書いていただくのが良い。**

○　ゴールとターゲットを分けるということに関して、何をすべきかを明らかにすると、良いのでは。**何をすべきかというところから考えると、それに向けて何をなすべきかが明らかになり、現実とのギャップがわかってくる**。規制的な話になりがちだが、**インセンティブを与えるというか**、良いものを**褒めるようなアプローチも、ぜひ考えていただきたい**。」

○　2050年までの『したいこと』を考えるときに、海洋プラスチック憲章の中で「**グリーン購入**」という言葉が出てくる。検討の中で、**大消費者**である東京都が、長期的に、**2030年に、こういうものを調達する、と明確に述べてもよいだろう**。

※アンダーラインは、8/24 総会における委員の発言に関わる部分

資料３

本部会における議論の全体イメージ

・短期的にしなければならないことだけではなく、2050～2100 年を見通した議論をする。
・Goal（長期的な方向性）と Target（そこに向けて、現実を考えた目標）を区別する。

Ⅰ　資源利用と地球環境の現状

1）資源利用全般
- 資源利用量の推移と将来予測
- 気候変動、生物多様性の損失

2）プラスチックに特有の状況
- プラスチックは食品の長期保存を可能にしており、食品ロス削減のために重要
- 最終処分の段階では、埋立処分または焼却施設等での CCS によらない限り、大気中に CO2 を排出
- 海洋プラスチックのリスク
  - 海洋生物への直接的影響
  - 海洋生態系への影響（→水産資源への影響の可能性）
  - 有害物質のリスク（含有物質、吸着物質）
  - その他（生物種の長距離移動による生態系かく乱、自然景観の阻害　等）

※日本からの排出量は中国や東南アジア諸国等に比べると少ないとされているが、無視できる量できる量ではない。（都内の散乱ごみ→下水道・河川→海）

Goal ≒ アスピレーション（志）

Ⅱ　21 世紀後半に目指すべき資源利用の姿（長期的視点）

1）国際的な目標

・パリ協定

- 21 世紀後半に温室効果ガス排出量を実質ゼロ（人為的な排出量と人為的な吸収量をバランスさせる）
- 日本は 2050 年に温室効果ガス 80%減を目標としている。

・生物多様性条約 戦略計画 2011-2020 のビジョン

2050 年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、そのことによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる

・SDGs 特に目標 12「持続可能な消費・生産（責任ある消費・生産）」

2）目指すべき資源利用の姿

・持続可能な資源利用、ゼロ・ウェイスティングへの大胆な転換が必要

※ゼロ・ウェイスティング

東京 2020 大会組織委員会の持続可能性に配慮した運営計画が掲げた理念。Waste という動詞が無駄にする、土地を荒廃させるなどの意味を持つことを踏まえ、サプライチェーン全体で資源をムダなく活用し、資源採取による森林破壊・土地の荒廃等と、廃棄による環境負荷をゼロにすること。

① 新規資源投入量の最少化

② クローズドで循環利用（リユース及び水平リサイクル）

③ 環境中への排出はゼロ

3）資源種別ごとの整理

区分	（例）	資源利用に関わる課題
化石燃料系資源	プラスチック等	CO2 を排出
バイオマス資源	食料、木材・紙等	耕作地、人工林の拡大による自然地の減少
金属資源	鉄、非鉄、レアメタル	製錬で多量のエネルギー消費、掘削量が膨大
非金属鉱物資源	岩石、砂、石灰石等	掘削量が膨大

21 世紀後半には、

- 化石燃料（プラスチック含む。）の消費は CCS 分を除きほぼゼロ
- バイオマス資源（バイオプラスチックを含む。）の消費は生物多様性が回復・保全され生態系サービスが維持される範囲（持続可能性が確認された範囲）
- 金属・非金属の鉱物資源は、製錬等に使用するエネルギー及び資源採掘に伴う自然環境の改変に関して、化石燃料・バイオマス資源と同じ

Ⅲ　先進国の主要都市として果たすべき役割

1）都市の役割

・21 世紀は都市の世紀
・東京は資源供給で他地域に大きく依存、産廃の処分も他地域に依存
・都市は人、資源、情報のネットワークのハブ

2）共通だが差異ある責任

・新たな開発の道筋としての持続可能な開発
先進国におけるデカップリング・資源効率の向上、途上国との連携
（SDG-12.1：持続可能な消費・生産をリードする先進国の責任）　※気候正義

Target ≒ 具体的な行動

Ⅳ　短期的に取り組むべきプラスチック対策（国に求める施策、都独自の施策）

１）施策の方向（方法論）

・消費者の意識を変える

※チームもったいない

Saving Food、Saving Materials、Saving Energy に向けて消費者の行動変容を促すため、2018 年 8 月に、産業界や NGO の参画を得て都が設立した枠組み

・事業者に取組を促す仕組みをつくる

- 供給側事業者
- 事業系プラスチックの排出事業者

・新たなビジネスモデルの構築を支援する

・市民・事業者・行政の連携

・自治体間の連携

・弱者への配慮

2）施策の具体的内容

※参考となる施策例

・各国におけるレジ袋規制
・EU の使い捨てプラスチック指令案
・シャルルボワ・ブループリント、海洋プラスチック憲章　等

① 必要性が低い、使い捨てプラスチックの削減／繰り返し使えるものやバイオマスへの代替の促進

- 需要側の取組：・・・
- 供給側の取組：・・・
- 「必要性」は個々の消費者の事情によって差がある。

② リサイクルの高度化

- 再生資源の需要拡大：グリーン購入、・・・
- 効率的な分別収集等：容器包装リサイクル法による分別収集の徹底、・・・
- 高効率な循環利用：・・・

（エネルギー回収を行う場合は効率を重視する必要がある。焼却発電は最後の方法。）

③ 環境中への排出をゼロに近づける

- 散乱ごみ対策の強化

3）国際的連携

持続可能な資源利用に向けた途上国都市とのパートナーシップ

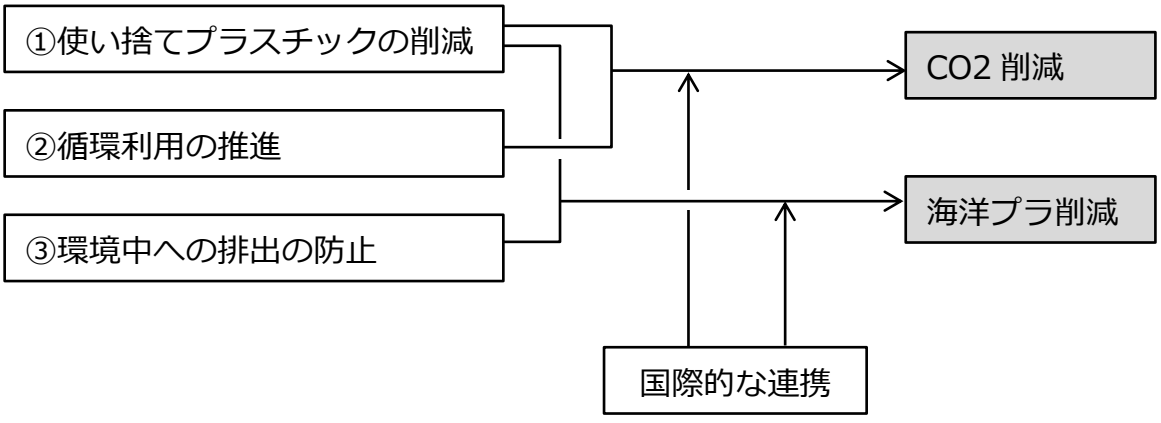

参考資料

資源採取量の推移と将来予測

○　世界の資源採取量の推移（資源種別）

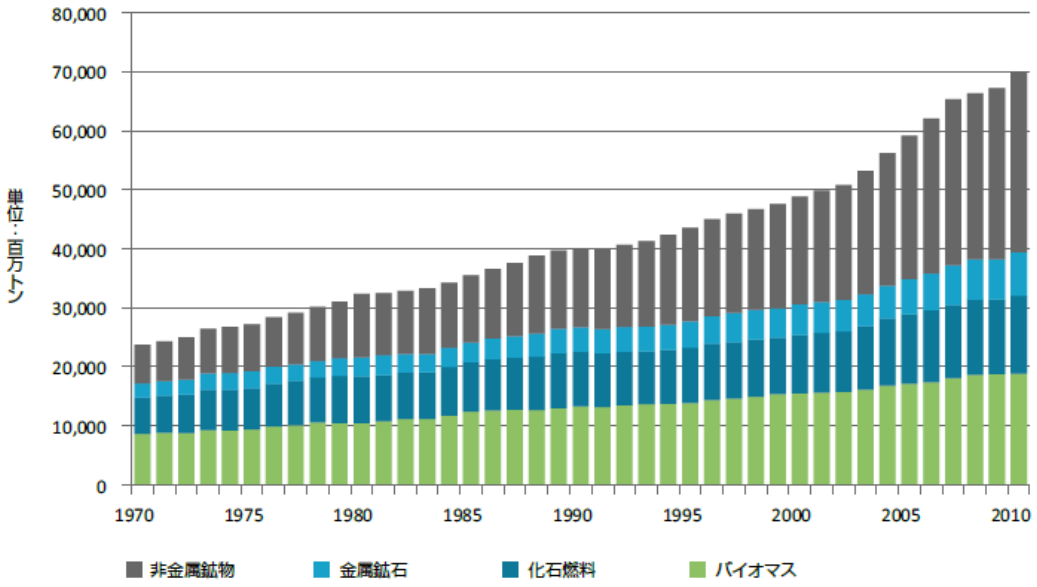

出典：国際資源パネル「世界の物質フローと資源生産性　政策決定者向け要約(p.17),2016」

○　世界の資源採取量の将来予測（資源種別）

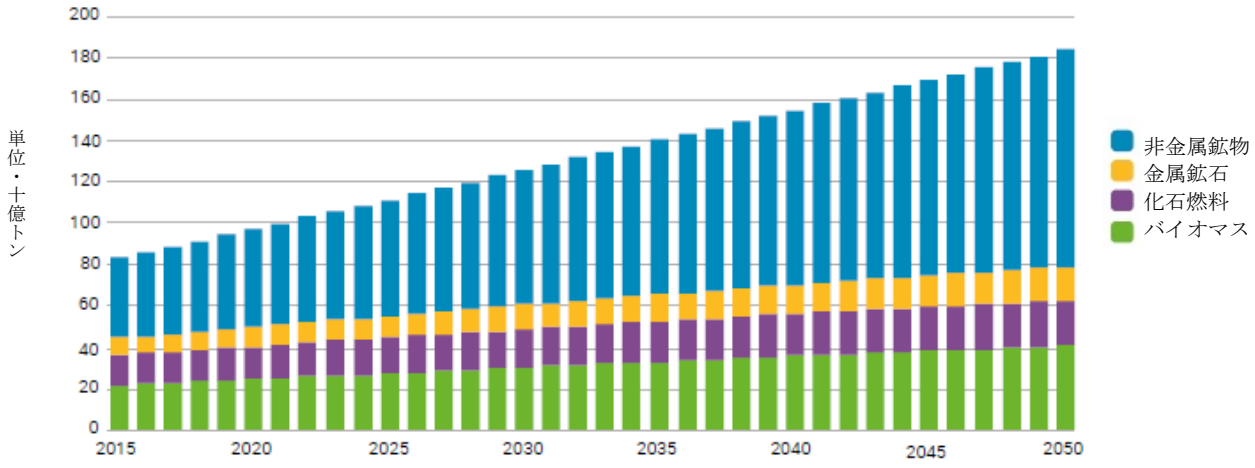

出典：国際資源パネル
「Assessing Global Resource Use Summary for Policymakers(p.14),2017」

エコロジカル・フットプリント

エコロジカル・フットプリントは、人間が消費するすべての資源を生産し、発生する廃棄物（現時点では化石燃料、土地利用変化、セメントから排出される二酸化炭素のみ）を吸収するために必要なバイオキャパシティ（生物生産性）を土地面積に換算して示したもの。

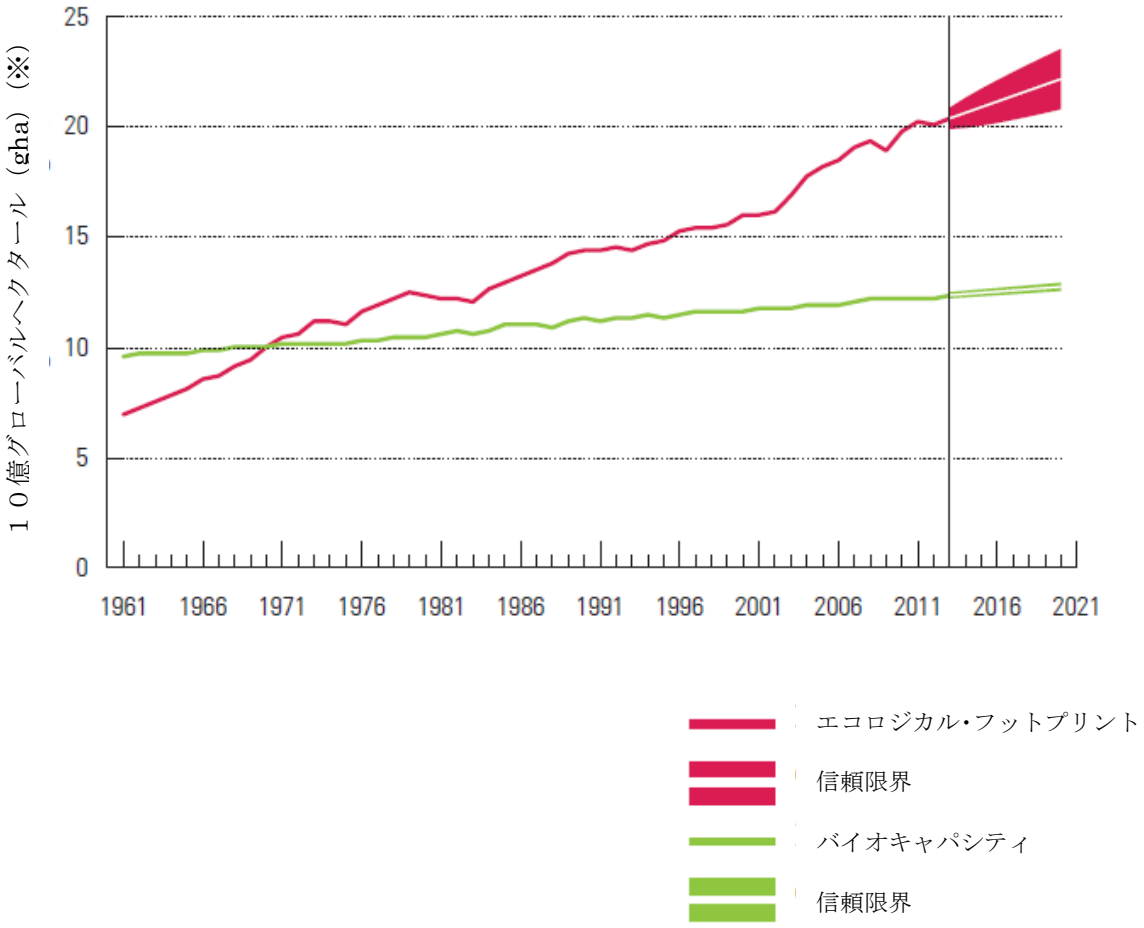

（※）1 gha ＝ 世界の平均的な力をもつ生物生産が可能な土地面積の 1ha

出典：WWF「生きている地球レポート２０１６要約版（p.20）」
WWF Living Planet Report 2016 (p.83)

生きている地球指数（ＬＰＩ）

生きている地球指数（ＬＰＩ：Living Planet Index）は、さまざまな脊椎動物の個体群データを集め、経年の個体数の平均変動率を算出することで生物多様性を計測した数値であり、地球の生態学的な状態を表す重要な指標となっている。

ＬＰＩは世界の脊椎動物 3,706 種（ほ乳類、鳥類、魚類、両生類、は虫類）の 14,152 の個体群に関するデータを基にしている。

ＬＰＩによると、1970 年から 2012 までに脊椎動物の個体数は全体として 58%低下した。（図、信頼限界の上限と下限：-48%~-66%）

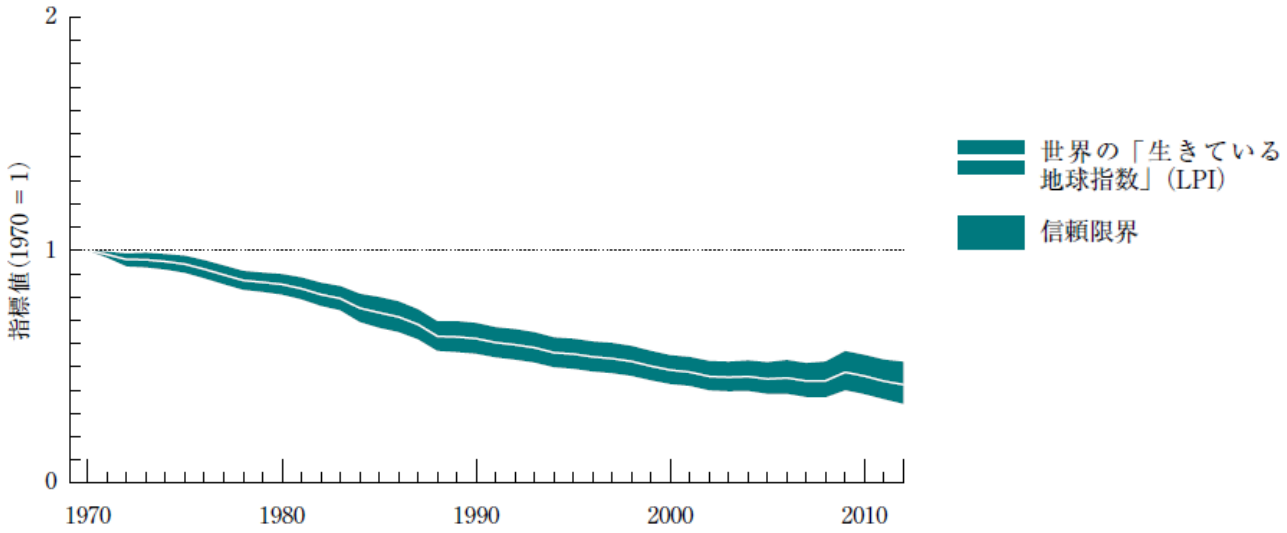

出典：WWF「生きている地球レポート２０１６要約版（p.6）」

都内の散乱ごみ（例）

（写真提供）
全国川ごみネットワーク

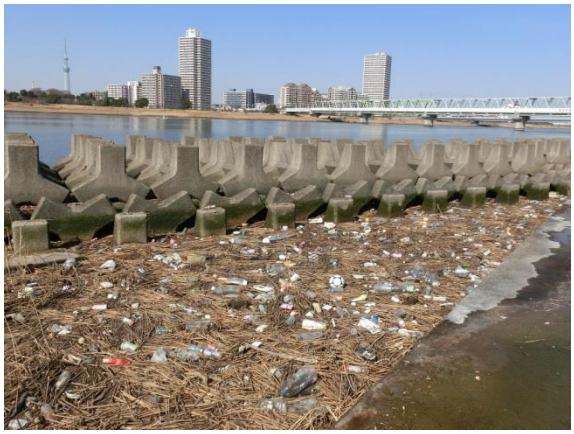

（写真提供）
ＮＰＯ法人荒川クリーンエイド・フォーラム

持続可能な開発目標（SDGｓ）

2015 年 9 月「国連持続可能な開発サミット」で採択されたもので、国連加盟 193 か国が 2016～2030 年の 15 年間で達成するために掲げた目標。17 の目標と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されている。

【目標 12　持続可能な生産消費形態を確保する】

12.1　持続的な消費と生産に関する 10 年枠組みプログラム（10YFP）を実施し、先進国主導の下、開発途上国の開発状況や能力を勘案し、すべての国々が対策を講じる。

12.2　2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。

12.3　2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライ・チェーンにおける食料の損失を減少させる。

12.4　2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物資や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響
を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

12.5　2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

12.6　大企業や多国籍企業をはじめとする企業に対し、持続可能な慣行を導入し、定期報告に持続可能性に関する情報を盛り込むよう奨励する。

12.7　国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。

12.8　2030 年までに、あらゆる場所の人々が持続可能な開発および自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。

12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。

12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。

12.c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。

【目標14　持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する】

14.1　2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

（以下略）

東京は資源供給で他地域に大きく依存

「東京都資源循環・廃棄物処理計画」

東京は、他地域から供給される資源を多量に消費している。また、企業の本社機能の多くが集積しており、東京は持続可能な資源利用に向けた大きな影響力と責任を有している。

2012 年度時点では、我が国は年間約 13.6 億トンの天然資源を消費しているが、その６割を輸入に依存している。一方で、一度使用した資源の再生利用（循環的利用）量は約 2.4 億トンであり、年間に投入される天然資源の約２割にとどまっている。東京の人口は全国の約 10%であるが、2012 年の都内総支出は国内総支出の約 19.4%を占める。

都内の産業構造を見ると、卸売業、小売業、飲食サービス業の割合が多く、卸売業・小売業の年間商品販売額は全国の約３割を占めている。一方、都内にはメーカー等の工場が少なく、都内で利用される製品等の多くは都外で製造されている。また、日本経済の中心である東京には、企業の本社機能の約４割が集積している。

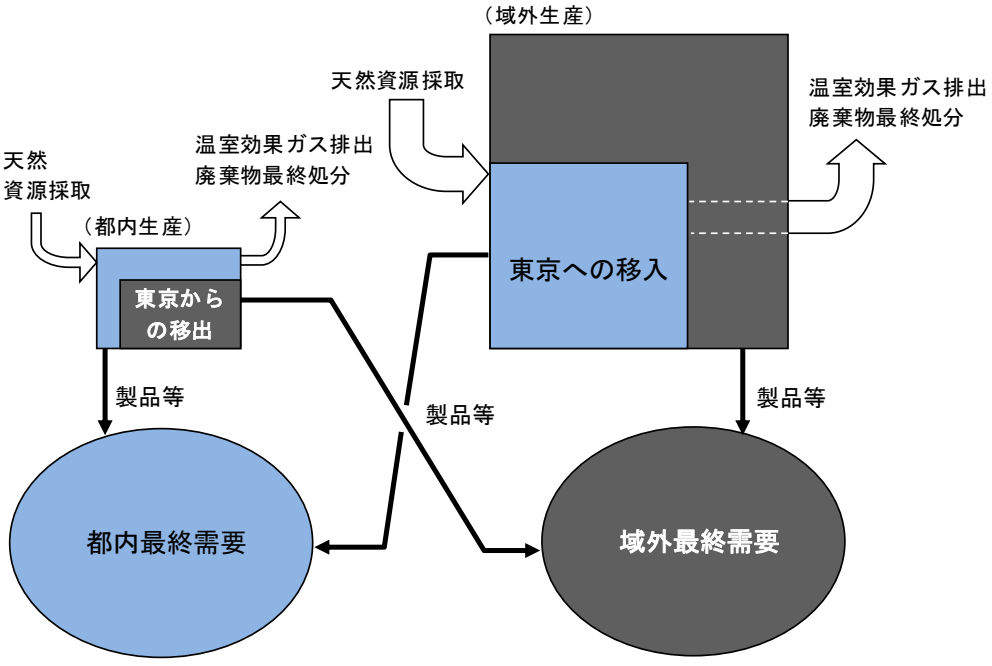

”The Carbon Emissions generated in all that we consume” The Carbon Trust, 2006 を参考に作成

東京は、使用される製品の生産や資源の採取のほとんどが都の域外で行われている。

東京では膨大な量の資源・製品が流入し、消費され、廃棄物として排出されているが、都内で生じる環境負荷は資源循環全体から生じる環境負荷の一部でしかなく、製品等が都内に持ち込まれるまでに、大きな環境負荷が生じている。

図　東京の最終需要

気候正義について

日本学術会議総合工学委員会　エネルギーと科学技術に関する分科会
「パリ協定を踏まえたわが国のエネルギー・温暖化の対策・政策の方向性について（p.9)」より

(4)倫理的言説の影響と社会の「転換」

社会におけるエネルギーの選好や受容には、工学的・経済学的な合理性を超えた原理が働き得ることにも留意が必要である。気候変動問題は、影響被害と対策コストを天秤にかける経済合理性の問題と捉えるよりもむしろ、温室効果ガスの排出にほとんどもしくは全く責任が無いにもかかわらず気候変動の深刻な悪影響を被る脆弱な人々や将来世代の人々の人権問題であるという倫理的な言説があり、「気候正義」（climate justice）と呼ばれる。気候変動において脆弱な人々とは、たとえば国土の消失を心配しなければならない小島嶼国の人々や、旱魃の増加により深刻な食糧危機に見舞われる最貧国の農民などである。

各国のレジ袋対策

	フランス	イギリス（イングランド）	サンフランシスコ市	ニューヨーク市・州	香港
対象となるレジ袋	プラスチック製 厚さ 0.05 mm 未満	プラスチック製	プラスチック製	2016 年、NY 市議会がレジ袋の無償配布を禁止（5 セントの有料化を義務づけ）する条例を可決 ↓ NY 州議会が市独自の規制を禁ずる州法を可決、市条例は施行できず ↓ クオモ知事が設置したタスクフォースが 2017 年 12 月に報告書を公表。レジ袋規制の 8 つのオプションを提示したが、結論は出さず。	プラスチック製
規制の方法	有償・無償を問わず禁止	無償配布を禁止（5 ペンスの有料化を義務づけ）	有償・無償を問わず禁止（生分解性プラスチックの袋、紙袋等には 10 セントの有料化を義務づけ）		無償配布を禁止（50 セントの有料化を義務づけ）
対象となる販売事業者	すべて	従業員 250 人以上	すべて		すべて
施行日	2016 年 7 月	2015 年 10 月 ※2018 年 1 月メイ首相が対象を小規模事業者にも拡大する方針を発表。	2007 年 10 月 →大型店 2012 年 10 月 →食料品店以外すべて 2013 年 10 月 →食品店を含むすべての小売店		2009 年 7 月 →スーパー・コンビニ等、3000 店 2015 年 4 月 →すべて （約 10 万店）
肉・魚などの扱い	肉・魚等の食品を直接包装する場合には、紙または生分解性プラスチックの袋であれば提供可	肉・魚等の食品を直接包装する場合については、有料化義務の対象外			肉・魚等の食品を直接包装する場合については、有料化義務の対象外

※レジ袋規制を導入している主な国・都市

（有料化）中国、アイルランド、ワシントン DC、シカゴなど

（配布禁止）ケニア、カリフォルニア州、ハワイ州の全郡、シアトル、モントリオールなど。2018 年 7 月から、オーストラリアのクイーンズランド州・西オーストラリア州

※EU は、2025 年までに 1 人年間 40 枚に抑制するという目標を加盟国に課している。

※ドイツでは政府が小売業界と協定を締結し、自主的な有料化を促進している。
レジ袋使用枚数はもともと少ない。（1 人年間 70 枚）

使い捨てプラスチックに関するEU指令案の概要

（2018.5.28 欧州委員会）

・消費量の大幅削減のために加盟各国が必要な対策を取らなければならない品目
　－ファストフード等の食品容器、飲料カップ

・販売禁止品目
　－プラスチックの軸の綿棒、カトラリー、ストロー等、風船の棒

・キャップ等が外れないような構造を義務付ける品目
　－飲料ボトル

・ごみとして処分する方法等の表示を義務付ける品目
　－生理用品、ウェットティッシュ、風船

・拡大生産者責任（製造事業者が回収・処理費用等を負担）の対象とする品目
　－ファストフード等の食品容器、飲料ボトル、飲料カップ、漁具等

・2025年までに分別収集率90%を達成するよう加盟各国が必要な対策を取らなければならない品目
　－飲料ボトル

・リサイクル方法やポイ捨てに伴う環境影響について消費者に情報提供する措置を加盟各国が取らなければならない品目
　－上記のすべて

海洋プラスチック憲章の概要（抜粋）

（G7 シャルルボワ・サミットで、日本・アメリカ以外の国が署名）

われわれは、資源効率の高いプラスチック利用を目指して、以下の取組を進めることを誓約する。

1. 持続可能なデザイン・生産等

・2030 年までに再使用・再生利用（代替手段のない場合には原燃料としての有効利用）が可能であるプラスチック 100%を目指して、産業界と連携して取り組む。

・代替物への転換に伴う環境影響を考慮しつつ、必要のない使い捨てプラスチックを大幅に削減する。

・公共機関のグリーン購入により、廃棄物を削減し、再生プラスチック市場及びプラスチック代替品を支援する。

・2030 年までに、適用可能な場合にはプラスチック製品中の再生プラスチックの配合量を 50%以上増加させることを目指して、産業界と連携して取り組む。

2. 回収・処理等及びインフラ

・2030 年までにプラスチック製包装のリサイクル・リユース 55%以上、2040 年までにすべてのプラスチックの有効利用 100%を目指して、産業界及び地方政府等と連携して取り組む。

・国際的取組を加速し、廃棄物・下水道処理施設の整備や革新的ソリューション、などを通じて、海洋ごみの多い地域及び脆弱な地域に対する投資を促進する。

3. 持続可能なライフスタイル及び教育

・プラスチックの海洋への流出を防止する対策を強化するとともに、プラスチック製品・包装の購入時に持続可能なものを選択できるよう表示の規格を強化する。

4. 調査、技術革新及び新技術

・環境に有害な影響を及ぼすことがないよう、革新的プラスチック材料・代替材料の開発及び適切な使用を指導する。

・プラスチックの発生源や人・海の健康への影響等に関する調査研究に協働して取り組む。

5. 海岸における活動

・若者や適格なパートナーとともに海ごみキャンペーンを推進し、意識啓発、データ収集、海岸清掃に全世界的に取り組む。

レジ袋削減に向けた意見交換会　これまでの議論（概要）

第１回　平成２９年１１月１０日（金）
第２回　平成３０年３月２８日（水）

議事
（１）更なるレジ袋の削減に向けた方策について
（２）レジ袋削減キャンペーンの内容について

主な論点
１　消費者、事業者、行政の連携えレジ袋削減を進めるべきところ、消費者にどのように訴えていくか。
２　どのような制度、仕組みが必要か。検討に当たってどのような点に留意すべきか。

主な意見
○　レジ袋無料配布の中止が推進されるよう、条例化を検討すべき。
○　レジ袋削減に取り組む店舗に行政の認証等があれば取組を進めやすい。
○　業態に違いがあり、エコバッグの利用が難しい業態では一律の有料化等は課題が大きい
○　どの業種も同じルールのほうが消費者の理解を得やすい。
○　条例に基づく協定で有料化を進めるべき。同時に例外を認めることも必要。
○　消費者への告知に十分な時間をかけることが必要。
○　マイクロプラスチックの問題があり、地球の資源保護、環境保護という観点から取り組んでいかなくてはならない。
○　東京 2020 大会をトリガーにして消費者の意識を変えていくべき。
○　消費者、事業者、行政の連携なしには進まない。
○　レジ袋の削減目的及びその根拠を明確にしなければ、今後の議論を深めていくことは困難である。また、なぜレジ袋だけの議論なのか、説明が必要。
○　レジ袋の削減だけでなく、レジ袋をもらった人が街中に捨ててしまうことで海洋ごみにならないよう、普及啓発にも力を入れるべき。
○　レジ袋削減に向けた都民のムーブメントを巻き起こすことは、非常に重要。
○　レジ袋削減に向けた対策として、人々のライフスタイルを考慮し、東京都としてのやり方をぜひ検討してもらいたい。

平成３０年８月３１日
環　　境　　局

プラスチックストローに代わるアイデア募集について

海洋プラスチックごみが世界的な問題となっている中で、使い捨てプラスチックの削減、そしてプラスチックの再使用・再生利用の拡大など早急かつ実効性のある対策が求められています。

そこで、この度、東京都は都民の皆さんと一緒に使い捨てプラスチックの削減について考えるため、プラスチックストローに代わるアイデアを募集します。

記

１　募集するアイデア

プラスチックストローを使用しないで済む方法（代替素材の提案等）
ただし、環境負荷やコストに配慮されたものとしてください。

２　応募方法

以下のWebサイトからダウンロードした応募様式に、必要事項を明記して、メール又は郵便で送付してください。都民以外の方や事業者も応募できます。

URL：http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/index.html

３　募集期間

平成３０年９月３日（月）から１０月１２日（金）まで

４　優秀賞の選考

実現性のある優れたアイデア、ユニークなアイデア等５点程度を選考し優秀賞を決定します。複数の方から寄せられた同一のアイデアが優秀賞該当作品となった場合には、抽選により受賞者を決定します。

５　優秀賞の授与

優秀賞に選定されたアイデアを応募された方には、記念品をお贈りします。

【問合せ先】
環境局資源循環推進部計画課　古澤　向畑
電話　０３－５３８８－３４２８（直通）
都庁内線　４２－８２０・８１７

平成３０年９月１１日
環　　境　　局

プラスチックストローに代わるアイデア募集の募集期間の延長について

平成３０年８月３１日付で発表いたしました、「プラスチックストローに代わるアイデア募集」について、「３　募集期間」について期間を延長いたしますのでお知らせします。
なお、その他の事項等については変更ありません。

記

１　募集するアイデア

プラスチックストローを使用しないで済む方法（代替素材の提案等）
ただし、環境負荷やコストに配慮されたものとしてください。

２　応募方法

以下のWebサイトからダウンロードした応募様式に、必要事項を明記して、メール又は郵便で送付してください。都民以外の方や事業者も応募できます。

URL：http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/recycle/single_use_plastics/straws.html

３　募集期間

平成３０年９月３日（月）から１０月**３１日（水）まで**
（変更前：平成３０年９月３日（月）から１０月１２日（金）まで）

４　優秀賞の選考

実現性のある優れたアイデア、ユニークなアイデア等５点程度を選考し優秀賞を決定します。複数の方から寄せられた同一のアイデアが優秀賞該当作品となった場合には、抽選により受賞者を決定します。

５　優秀賞の授与

優秀賞に選定されたアイデアを応募された方には、記念品をお贈りします。

【問合せ先】
環境局資源循環推進部計画課　古澤　向畑
電話　０３－５３８８－３４２８（直通）
都庁内線　４２－８２０・８１７

使い捨てプラスチック問題　広報サイト

1　facebook ページ「見直そう 使い捨てプラスチック - 東京都」

URL: https://www.facebook.com/ReducingSingleusePlastic.tokyo/

2　twitter アカウント「見直そう使い捨てプラスチック【東京都】」

URL: https://twitter.com/tocho_plastics